

株式会社ピクセラ 定 款

変更日：令和2年9月30日

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ピクセラと称する。

英文では、PIXELA CORPORATIONと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータによる各種業務システムの開発、販売
2. 電子回路の設計、開発及び販売
3. 半導体集積回路の設計、開発及び販売
4. 電子及び電気機器の設計、開発、製造及び販売
5. 照明及び住宅関連機器の設計、開発、製造及び販売
6. 電池及びその応用製品の設計、開発、製造及び販売
7. 化学工業製品及びその応用機器の開発、製造及び販売
8. コンピュータ及び周辺機器の開発、製造及び販売
9. ソフトウェアの開発、製造及び販売
10. 前各号に関連する調査、研究及びコンサルティング並びに工事の設計、施工及び請負
11. コンピュータによるデータ入出力サービス
12. インターネット、電子メールによるコンピュータシステムの保守、管理
13. 電話、ファクシミリによるコンピュータシステムのサポート業務
14. 音声、音楽、映像、データ等のコンテンツの企画、制作、管理、複写、放送、上映、配信、出版、賃貸、販売及び輸出入
15. インターネット・ショッピングモールの企画、運営
16. インターネットによる決済処理業務の受託及び決済システムの開発、販売並びに仲介
17. インターネット及びコンピュータシステムによる各種情報の提供サービス
18. 広告代理業
19. 株式、社債の取得、保有、売却
20. 特定労働者派遣業
21. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、399,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定める順序により、他の取締役がこれを代わる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当社に取締役 3 名以上を置く。

(選任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(社外取締役の責任限定)

第 22 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 23 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。

(選任)

第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 26 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 27 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任限定)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。